

平成24年12月10日(月) 裁決の概要

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	裁決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日
1	独立行政法人 環境再生保全機構	茨城県つくば市の女性	平22.3.27	中皮腫 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料	棄却 審査対象の死亡者について、当審査会の職権探知により、死亡診断書が2通存在することが判明した。処分庁に対する請求時の死亡診断書(写し)の直接死因は「腹膜中皮腫」、当審査会が管轄の法務局から入手した死亡診断書(写し)は「虫垂癌」、発行年月日に約5か月の乖離があり、記載した医師の病院名は同じだが、名前が異なる。当審査会は、この病院の医学的資料には再吟味が必要と考え、提出を求めた他の関連資料も併せ検討した。その結果、中皮腫の主要な陽性マーカーが、処分庁と同じく、陰性と認められる等、中皮腫ではないと判定した。よって、原処分は相当である。 * 本件は、上記のように死亡診断書が2通存在するといった特異な事案であることから、その他の医学的資料の審査を慎重に行った。そのため、経緯について裁決の抜粋を添付するものである。	審査請求人は、未申請死亡者(昭和15年出生)の妻。 未申請死亡者の暴露歴は不明。	平21.7.31	平22.2.23
2	独立行政法人 環境再生保全機構	埼玉県越谷市の男性	平22.4.1	中皮腫 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料	棄却 骨盤腔内の腫瘍について、中皮腫の主要な陽性マーカーであるcalretinin等を用いた病理標本の診断が重要な事案であった。このため当審査会は、原処分における病理標本の検討だけでなく、あらたにcalretinin等の免疫染色をして検証した結果、処分庁と同じく、calretinin、WT-1が陰性と判断できること等から、中皮腫ではないと判定した。よって、原処分は相当である。	審査請求人は、未申請死亡者(昭和23年出生)の子。 未申請死亡者の暴露歴は不明。	平21.8.12	平22.2.23
3	独立行政法人 環境再生保全機構	新潟県柏崎市の女性	平22.6.10	中皮腫 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料	棄却 当審査会は、胸腹壁の未分化の癌で、病理組織学的に総合判断した結果、中皮腫ではないと結論した。放射線画像等から、原発性肺がんの可能性は低いと判断したが、仮にそうであったとしても、胸膜ブランク及び肺線維化所見は認められず、原処分は相当である。	審査請求人は、未申請死亡者(昭和8年出生)の妻。 未申請死亡者は建設関連作業に従事経験が有る。	平21.1.30	平22.5.27
4	独立行政法人 環境再生保全機構	和歌山県岩出市の男性	平22.11.15	著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 認定	棄却 請求人が石綿にばく露した可能性はある。しかし、呼吸機能検査の結果が判定基準に達しておらず、動脈血ガス分析(PaO ₂ 、AaDO ₂)については検査結果がないため、著しい呼吸機能障害を認めることはできない。また、放射線画像上、びまん性胸膜肥厚の所見は認められない。よって、原処分を相当とする。	審査請求人は、認定申請者(昭和11年出生)。 認定申請者は建築・建設関連作業に従事し、断熱材として石綿を取り扱った経験が有る。	平22.7.6	平22.10.27
5	独立行政法人 環境再生保全機構	大阪府泉南市の男性	平23.5.6	肺がん及び著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料	棄却 施行前死亡者が石綿にばく露した可能性は認められる。また、肺がんで死亡したことが認められるが、それが石綿に起因すると判定するためには、医学的資料が必要である。ところが、施行前死亡者が受診していた医療機関において、診療録等は保存期間の5年を経過して廃棄処分とされ、施行前死亡者が石綿に起因する肺がんにかかっていたかどうか判定できない。著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺については、石綿肺であったことが客観的に確認できず、また、著しい呼吸機能障害を示す医学的資料がないため、認められない。よって、原処分を相当とする。	審査請求人は、施行前死亡者(明治37年出生)の子。 施行前死亡者は、石綿工場の配送に関わった経験が有る。	平23.2.14	平23.3.29